

目次

プロローグ——境目とは何か——	7
-----------------	---

1 前近代の境界	7
2 中世日本の境界——外浜と鬼界島	12
3 戦国大名の分国意識と境目	17
4 本書のねらい	24
5 本書の構成	26

本書の舞台全体図／東上野地域図／沼田・上田荘地域図／千国道筋地域図
年表

第一部 境目の社会と民衆	39
--------------	----

第一章 境目とはどのような場か	40
1 開かれた境目	40
2 境目の住人たち	56

3	境目の領主たち	64
4	関所の役割	83

第二章 戦乱のなかを生き抜く……………95

1	流動する戦乱時の境目	95
2	境目の人質慣行	105
3	大名による境目への負担軽減策	116
4	境目の城と街道整備	126

第Ⅱ部 戦国大名のはざまで生き抜いた領主たち……………135

第一章 国境の管轄者……………136

1	上杉軍の「越山」	136
2	上田荘の人びと	144

第二章 「根利通」をめぐる領主たちの攻防……………154

1	上杉謙信期の小川可遊斎	154
2	根利関所	160
3	越相同盟と「根利通」	169

第三章 小川可遊斎の活躍……………178

- 1 北条氏政期の可遊斎……………178
- 2 真田昌幸による可遊斎の調略……………182
- 3 武田勝頼期の可遊斎……………186

第四章 境目の消滅……………205

- 1 阿久沢氏と北条氏……………205
- 2 越後における可遊斎の活動……………218
- 3 上杉氏会津転封後の栗林氏……………221
- 4 武田氏滅亡後の安曇郡……………224

エピローグ……………235

- 1 境目の戦国社会と民衆……………235
- 2 境目領主と戦国大名……………241
- 3 戦国時代の終わりと境目のその後……………244

【参考文献】……………249

【凡例】

○史料引用に際し、頻出する刊本は以下のように略記した。

『上越市史』別編1・2 上杉氏文書集一・二↓『上』（文書番号）、『群馬県史』資料編7 中世3↓『群』（文書番号）、『信濃史料』↓『信』（通巻・頁数）、『戦国遺文』武田氏編↓『戦武』（文書番号）、『戦国遺文』後北条氏編↓『戦北』（文書番号）

○上杉謙信・景勝や武田信玄・勝頼など、時期により呼称が変化する者がいる。その場合、史料の引用部分以外は便宜上、一般的によく知られている呼称で統一して表記した。

プロローグ ―境界とは何か―

1 前近代の境界

読者の方は、「境界」^{きょうかい}と聞いてどのようなものをイメージするだろうか。試しに『日本国語大辞典』（小学館）を引いてみると、最初に「土地のさかい。また、国のさかい。」と書かれている。ここから派生して「物事のさかい」を表す場合があるものの、我々は主として地理的な区切りを「境界」という言葉で表現している。しかし、前近代（江戸時代以前）と近代以降とは、「境界」の概念そのものがだいぶ異なっていることをご存じだろうか。

現在、国境をはじめとして、都道府県・市町村の境、さらには隣家との境に至るまで、「境界」は基本的に面積をもたない一本の「線」によって認識・表現される。ところが、前近代においては、一定の空間的広がりがあり、その空間内部は帰属がはっきりしないという性質をもっていた。このような境界を日本中世史の研究者は、文献史料にみえる言葉で「境界」^{さかいめ}

と呼んでいる。

もちろん、隣家との境のようにごく身近なレベルであれば「線」によって区切られることも多いであろうが、区切られるものの対象が大きくなればなるほど、境界は線というにはほど遠い、あいまいな「境目」となっていく。その最たるものが国境であろう。

前近代の国境については、次節で詳しく説明するとして、ここでは本書で中心的に扱う戦国時代の境目についてみていこう。

戦国時代の史料には、「境目」という言葉がしばしば登場する。先に述べた境目の性質を踏まえると、大名「領土」の境界は線で表現されるようなものではなく、支配地域の周縁部には帰属があいまいな領域が広がっていたことになる。

だが、高校で使用されている日本史の教科書を確認してみると、戦国大名の勢力範囲を示す日本地図には、大名ごとにくっきりと線引きされ、色分けされた「領土」が示されている。こうした大名の群雄割拠図は、高校生にわかりやすく戦国大名を解説するための手段なのかもしれないが、あくまで現代人の感覚による表現であり、ややもすれば前近代においても境界は一本の線で引かれ、なおかつ多くの人がその存在・位置情報を共有していたという誤解を招きかねない。

戦国大名の「領土」については、中世史研究者の鈴木良一氏が一九六三年の論文で的確に

表現されているので、まずは氏の言葉を掲げ、そのあと補足説明したい。

戦国の争乱すなわち無原則の分裂混乱という誤解に関連して、戦国の争乱すなわち全面戦争の連続という誤解がある。大名たちは確定した一円的な領土をもち、押しつ押されつ取りつ取られつしているかに、なんとなく信じられているようである。しかし、戦国大名の領土は、大小を問わず、誇張していうと、個々の独立した国人・土豪領の集まりであり、それに対応して有力大名の間には多くの小大名が介在し、同盟し屈服し裏切っているのが実情であった。近世大名の領国に比べるなら勢力範囲ともいべきなのが戦国大名の領国であった。『戦国の争乱』『岩波講座 日本歴史』8、岩波書店、一九六三年」

鈴木氏の言葉をもう少し砕けた表現で言い換えるならば、戦国大名の「領土」は「確定した一円的な領土」ではなく、「国人こくじん」と呼ばれる地域に根ざした拠点をもち、武力を備えた者の「領土」や、さらに小規模な郷村じょうそんレベルで勢力を保持する「地侍じざむらい」「土豪どしゅう」と呼ばれるような有力百姓らが保持する土地の集合体であった。しかも、上杉氏や武田氏など「有力大名」のはざまには多くの「小大名」的な領主たちが介在しており同盟・離反が繰り返されていたという。

つまり、大名は力づくで「国」をひとつにまとめあげていたわけではなく、国人以下の中小規模の所領をもつ領主層による支持を得なければならず、彼らに担ぎ上げられることによって、はじめて成り立つ存在だったと鈴木氏は指摘しているのだ。

そして、「小大名」的な領主たちの同盟・屈服・裏切りといった離合集散が繰り返されている地域とは、まさしく「有力大名」の「領土」のはざまである境目のことであろう。

鈴木氏は、最後の部分で近世大名と比較して、戦国大名の「領国」は「勢力範囲」ともいうべきものと結論付けている。この点についてもう少し説明しよう。

先に、戦国大名の「領土」は「確定した一円的な領土」ではないと述べたが、「一円的な領土」とはどのようなものであろうか。簡単にまとめるとおおよそ次のようになる。中世の荘園制では、本所・領家・荘官などの諸階層がひとつの土地のなかで重層的に権利（耕作権のほか、年貢徴収や土地の支配・処分権など）・利益を分有していた。それを一人の領主が掌握し、他人の權益を排除した状態が「一円知行」である。つまり、大名が支配領域内の權益を単独でもつことを意味する。

さらに、境目の視点からもうひとつ、別の意味をつけ加えることもできるだろう。たとえば現代において、東京都内であっても埼玉県境に近いところでは埼玉県知事の影響力が及んでおり、その影響は無視できない、などといったことは絶対にありえない。近代以降の行政

区画では、定められた区域の中心部であろうが端のほうであろうが等質に権限が及び、隣接する行政の影響力が及ぶことはない。これも「一円的」な支配形態のひとつといえよう。

以上を踏まえると、近世大名、つまり江戸時代の藩主やそのほか幕府から知行地を与えられた者の場合、基本的には単独で権益をもち、なおかつ等質に権限が及ぶものだったと捉えることができる。鈴木氏は「単独で権益をもつ」ことだけを想定していたのかもしれないが、筆者は「等質に権限が及ぶ」点も重視したい。

反対に、戦国大名の支配領域では、その権限・影響力が等質に行き渡らないのが普通であり、大名の拠点から距離的に近いか遠いかだけではなく、山岳地帯や川の流路など自然地形の影響を受ける場合や、旧来からの支配・被支配といった人的関係によるものなど、様々な要素が絡み合って「勢力範囲」を形成していたことになる。

以上、鈴木氏の研究によりながら戦国時代の境目について説明してきたが、本書は境目からの視点で戦国大名、ひいては戦国社会をみていこうとするものであるため、鈴木氏の議論を踏まえて大名の支配領域については、「勢力圏」「勢力範囲」という表現を基本的に使用している。

境目は、現代人がイメージする境界とはまったく異なっていることを読者の方にも幾分か理解していただけたと思うが、研究者でさえもこの前提を忘れがちで、あたかも一本の線

によって区切られた領域のなかで、一元的支配が確立されていたかのように議論を展開している場合も見受けられる。

本書では、この忘れられがちな境目にあえて注目し、一定の空間的広がりをもつ境目内部の具体的な様相をみていくことで、一般的にはあまり知られていない戦国社会における別の一面を描き出していきたい。

2 中世日本の境界——外浜と鬼界島

前近代の境界認識は、日本国内だけにとどまらず外部との境界、つまり朝廷や幕府の支配が及ぶ限界域についても同様であった。本書の舞台となる中世——といっても戦国の世からだいぶ時代は遡るが——鎌倉幕府の支配が及ぶ東西の限界域として、度々登場するのが外浜そとがはまと鬼界島である。現代人の方位感覚からすれば、それぞれ北限・南限と言いたいところだが、中世人の感覚では、天皇がいる京の都を中心として列島は東西に延びていたようである。

外浜といえば、現在の青森県津軽半島の北東部に外ヶ浜町という行政町がある。ただし、この町は二〇〇五年に蟹田町かにた・平館村たいらだて・三厩村みんまが合併して生まれたもので、古代以来の外浜はもっと広い範囲を指していた。

『日本国語大辞典』によれば「秋田県の能代平野から青森県の津軽半島を経て下北半島にいたる一帯の海岸の呼称。」と説明されている。しかし、これではあまりに広範囲すぎる。

中世において、京の都から船舶で津軽方面へ向かう場合、日本海を利用するのが一般的であり、京に近い津軽半島西側は「内」浜、その先に位置する半島東側、つまり陸奥湾内は「外」浜となる。したがって、先の外浜の範囲をもう少し絞るとなれば、陸奥湾岸一帯を指す呼称というのが適当ではないか。もちろん、当時の人であつてもどこからどこまでの呼称なのか、明確には答えられないだろう。

ところで、鎌倉時代に幕府が編纂した歴史書『吾妻鏡』^{あづまかたみ}には、平泉^{ひらいずみ}に拠点を置いていた奥州藤原氏の初代清衡^{きよひら}が、白河関^{しろかわのせき}（福島県白河市）から外浜へと至る「奥大道」^{おくだいどう}に、道のりを示した標識として一町^{ちやう}（約一〇九メートル）ごとに笠卒都婆^{かさそとうば}を立てたことが書かれている。

藤原氏はのちに、幕府の創設者源頼朝^{みなもとのよりとも}によつて滅ぼされたわけだが、その幕府側の編纂者によつて、藤原氏は奥羽地域に君臨する大勢力を誇つていたことが記され、同氏の権力が及ぶ限界域として（事実かどうかはさておき）外浜を象徴的に登場させているのは興味深い。

一方、鬼界島は現在の鹿児島県鹿児島郡にある硫黄島^{いおうじま}の別名で、鹿児島港から南方約百キロメートルの洋上に浮かぶ小さな島であるが、古代以来、記録や物語にしばしば登場し、『平家物語』^{しげんかん}では俊寛の流刑地となっている。流刑地といえ、外浜の先にある蝦夷島^{えぞがしま}（現在の北

海道）は鎌倉幕府が流刑地のひとつとして利用しており、両島は東西の境界域という共通点をもつ。

また、『平家物語』において鬼界島の住人は「人ではあるが人とはみえない様相で、鬼のようだ」と評されている。後述するが、こうした描写は京都といういわば「中央」に住んでいる作者によって創造されたひとつの辺境イメージである。

さて、外浜と鬼界島の両所が登場する史料として、曾我兄弟の敵討ちで有名な『曾我物語』がある。同物語は鎌倉時代後期から室町時代初期にかけて成立したとされ、敵討ちの話についてはどこまでが真実なのか不明であるものの、創作された当時の人びとの境界認識を読み取ることができる。その部分の概略をみてみよう。

源頼朝と側近安達盛長が伊豆走湯山（伊豆山神社・静岡県熱海市）に参籠した際、盛長がみた夢のなかで、箱根へ行った頼朝が左足に奥州外浜を踏み、右足に西国鬼界島を踏み、左右の袂に日月を宿し、小松三本を髪かざりとしつつ南へ向かって歩いていて、という盛長の夢について、平景義という者が夢判断をしたところ、東は平泉の藤原秀衡の館まで頼朝が支配するであろうこと、西は平家が都落ちして四国・西国の者たちを味方にしようとも、最後には平家一族を滅ぼし、余すところなく頼朝が支配するであろうこ

示現だとした。さらに、左右の袂に日月を宿すことの意味は、天皇・上皇のご後見役となつて、日本の大將軍となることのご示現、小松三本を頭に挿したことは、子孫三代までは天下に威勢を広げることのご示現ということだった。

ざつとこのような話なのだが、もちろん夢の内容は頼朝の生涯に則して創作されたものである。しかし、鎌倉時代後期から室町時代初期頃の人びとのなかで、幕府の支配領域の境界を指し示す場所として、外浜と鬼界島の両所が共通認識としてあつたからこそ、頼朝が踏む場所選ばれたのだろう。

ただし、両所が幕府支配の限界地として固定されていたというわけではなく、ましてや境界が一本の線によつて区画されていたわけでもないことは、これまで説明してきた通りである。

中世日本の境界について研究している村井章介氏は、「境界を語るテキストはほとんど中央の知識人の手になるが、その情報源はこれらの実体験ではなく、境界空間に生きる人々（これを「境界人」と呼ぼう）の諸活動（なにかんづく交易）に発する諸情報である。そこで境界人の視座から境界空間を見直すならば、境界のゆらぎという現象は、境界人の活動範囲ののびちみで説明できるだろう。」として、「境界空間を根拠地とする勢力の活動が、活発化して異

域奥ふかくまで達すれば、そこで獲得された情報が中央に還流して、境界を外におしひろげる。逆に活動の衰退は境界をちぢませるだろう。交易ルートがのびればより遠くのようにすがわかってくる。その情報が中央に還流した結果、日本のはてが外へとずれることになり、それを表現することばもゆれ動く。」と述べている。

外浜やその先にある蝦夷島、そして鬼界島は、幕府がある鎌倉や朝廷がある京など、いわば「中央」の人びとからみれば、鬼の住む辺境の地であり流刑地なのだが、「境界人」からの視点で見れば、商業や貿易が盛んにおこなわれている生産活動の活発な場であった。

外浜とは津軽半島を挟んで反対側、つまり半島西側に位置する十三湊^{とさみなと}は、北方交易の拠点として栄え、蝦夷の人びとやその先にある大陸との交易を担っていた。一方、鬼界島は交易品となる硫黄の産出地であるとともに、琉球・中国、さらには東南アジアへとつながる交易ルートの中継地でもあった。村井氏は「境界人」の視点から、日本周辺地域における彼等の活動や社会を明らかにしている。

ひるがえって国内へ目を向けると、戦国大名の視点からみた一般的にイメージされる境目は、「国盗り合戦」の舞台として単に彼らの「領土」が線引きされる場に過ぎず、たとえば、そこにスポットを当てたとしても、戦場を逃げ惑う民衆の姿をステレオタイプに描写するだけの場合が多いだろう。

だからこそ、境目に本拠を置く領主や住人たちの視点から、彼等の活動や境目の社会、そして大名を描く必要がある、それによって戦国時代をより立体的にみる事が可能になるのではないか。

3 戦国大名の分国意識と境目

話を戦国大名の境目に戻そう。先述した日本史の教科書に載る大名の勢力図をみて、お気づきの読者も多いと思うが、その境目は古代律令制下で定められた地方行政単位である「国」の境界と重なるところが多い。

「国」は「信州」（信濃国＝長野県）、「上州」（上野国＝群馬県）といったように、とりわけ「郷土」を表現したい場合の名称として現在でもよく使用されている。こうした「国」の境界と大名間の境目には、どのような関連性があるのだろうか。本節ではこの問題について触れておきたい。

現在、大名の「領土」を示す言葉として、「領国」が一般的に使用されている。これは学術用語なのだが明確な定義は存在せず、各研究者が独自に定義づけ、あるいは定義づけもなく使用しているのが現状だ。

文献史料において、大名は自ら支配する領域のことを「分国」^{ぶんこく}と称している場合が多い。「分国」の意味については『国史大辞典』（吉川弘文館）のなかで、三鬼清一郎氏が次のように説明している。

律令制下の地方行政単位である国が知行の客体となり、事実上の所領化したもの。（中略）南北朝から室町時代にかけては、守護が軍事支配権をもつ国を自己の領国とするこ
とによって、分国化は進展していった。戦国大名においても、みずから支配する領域を
分国と称する場合があるが、それは、将軍から統治を委ねられているということを強く
意識するからである。

（傍線は引用者による）

つまり、大名が「分国」という言葉を使用した背景には、将軍から国の統治を委任されて
いるという意識があった、ということになる。

大名たちはどのような意味合いで「分国」を使用していたのか、ここで確認しておこう。そ
もそも古代律令制の時代、国郡制（国郡里制ともいわれる律令国家による地方行政区画の体系）が
施行され、各地に国・郡が設置された。

平安時代中期以降、上皇・女院（天皇の母や皇后、後宮、皇女などのうち、朝廷から「院」「門

院」の称号を与えられた女性）や東宮（皇太子）といった皇族の収入のため、一国または数国を指定して知行権が与えられた。そこへ自分の近臣を国司として任命・派遣し、現地で中央に上納すべき租税を徴収させた。これが「分国」のはじまりである。

鎌倉時代、将軍が天皇より与えられた知行国を「関東御分国」と称した。知行国主である将軍は御家人を国司に任命し、「分国」から収益を得ていたのである。

一方で幕府は全国の軍事行政を統轄するため、国ごとに守護を置いた。守護は南北朝～室町時代を通じて権限を徐々に拡大し、任命された国を守護自身の所領にしていく。やがて彼らは守護大名となって、室町幕府の統制下から逸脱していった。

しかし、守護はあくまで将軍から任命されるものであり、各国の統治は将軍から委ねられた権限だった。このような背景のもと、守護が将軍から統治を委任された国という意味で、当時「分国」という言葉が使われたのである。

しかし、応仁の乱以降、室町幕府による全国統治の秩序や権威が低下するとともに、守護大名の一部、たとえば駿河今川氏や甲斐武田氏などは独自に領内を再編成し、戦国大名へと変化していく。そうしたなかでも彼らは自分の領内を示す言葉として「分国」を使用し続けた。

戦国大名自身は「分国」とその境界（国境）について、どのように認識していたのか、ここで少し具体例をみてみよう。上杉謙信や武田信玄の国境認識については、福原圭一氏の研

前の時代から越後守護・守護代が公権力として信濃北部に影響下に置いていたことが背景にあったという。

つまり、謙信が越後国の実質的な「国主」となった際、それ以前の越後守護が保持していた「分国」を意識していたわけで、「郡」を単位としていたこともあわせて考えると、やはり謙信は国郡制による境界を重視していたといえよう。

一方、武田信玄の場合について福原氏は「信玄が信濃一国の一元支配を志向していることは明らかで、信濃守護職に補任されることで、これを正当化したのだと考えられる。」として、



信濃国埴科郡・小県郡 位置図

(国・郡境は『国史大辞典』信濃国略図による)

究成果がある。氏は、謙信の場合、信濃国における武田氏との戦いのなかで埴科郡はにしなと小県郡ちいさがたとの郡境を「国境」として認識しており、「謙信の意識は、「国」には縛られていないが、「郡」を単位としていた」と結論づけている。

なぜ謙信がそのような意識をもっていたのかといえば、謙信以

信濃北部が謙信の「分国」となっている現状を踏まえ、信玄は謙信対策として自身の信濃守護職への補任をはかつたとする。そして、「信玄の意識する「国境」は、国郡制による「国」の境界、つまり信濃と越後の「国境」そのものであった」と結論づけている。信玄においても、国郡制を踏まえたうえで信濃守護職への補任を目指していたことがわかる。

では、国郡制を踏まえた「分国」を意識していた大名は、「將軍から統治を委任された国」という認識をもっていたのであろうか。この疑問を解くために分国法をみてみよう。分国法とは戦国大名が制定した法のこと、高校の日本史教科書でも戦国大名の特質を表すもののひとつとして登場する。「分国法」という語句自体は、学術用語として近代に入ってからつくられたもので、そこに大名たちの認識は含まれていない。

駿河今川氏の分国法のなかに、ひとつ注目すべき条項がある。今川義元の代につくられた「かな目録追加」第二十一条である。

守護不入の土地の事について。(中略)「前々からの規則によつて守護使不入である」と主張するのは、將軍家が全国にわたつてご命令を下され、各国の守護が(將軍によつて任命されていた時のことである。(その時代に)守護使不入とされているならばどうして、將軍のご命令に背くことができようか。できるはずもない。しかし現在に総じて、(今川

が)自分の力量によつて国の法度を浸透させ、国内を静謐にしているのだから、守護(今川)の干渉をまったく許さないということは、これまであろうはずがない。(後略)

「守護使不入」とは、特定の莊園や公領などにおいて、守護の派遣した者(守護使)が領内へ立ち入つて税を徴収したり、犯罪人を逮捕したりするなどの職務行使を幕府が禁止したことを意味する。

義元は、將軍の命によつて国を治めている守護公権ではなく、自分の力量で国を治めているのだから、国内の領主たちが「將軍の命による守護使不入の土地だ」と主張して、今川氏の介入を拒否しようとしても、それは通用しないと述べている。

この条項は、室町幕府から任命される守護とは質的に異なる性格の権力として、今川氏が自らを位置付けたものであり、戦国大名の自立性を示すものとして注目されてきた。しかし、裏を返せば「かな目録追加」でわざわざこのようなことを書き加える必要があるほど「守護使不入」を法的根拠として、今川氏の介入を拒む領主が多かったことが窺える。

大名がいくら「自分の実力で支配している」と言つたところで、素直に従う者ばかりだつたわけではなく、大名の干渉を嫌つてあらゆる手立てを講じたたたかきをもつた領主も少なからずいたのである。

義元が「守護使不入の土地であるという主張は通用しない」と「かな目録追加」で宣言したところで、たちどころに義元の思惑通りに事が運ぶかといえ、それほど簡単にはいかなかったであろう。

結局、戦国大名は、強力な軍事力だけで領内の者たちを服従させることはできず——そもそも、その軍事力を構成しているのは領内の者たちであるのだが——自らの支配の正統性をどのようなかたちにせよ家臣や民衆にアピールし、納得させ、支持を得る必要があった。このような背景があったからこそ、大名は「分国」という言葉を利用したのだろう。つまり、「將軍から統治を委任された国」という認識が大名になかったとしても、統治者が使用する・すべき言葉として、人びとの意識のなかに浸透していたのではないか。

そのように考えれば、今川氏や武田氏のような守護大名に出自をもたない北条氏でさえ「分国」を使用していたことも納得できる。相模北条氏（小田原北条氏・後北条氏ともいう）初代伊勢宗瑞（北条早雲せそうづい）という名が一般に知られているが、北条を名乗ったのは二代目氏綱の時である）は、元々室町幕府の御家人で、駿河今川氏の内紛の際に下向し、伊豆国を攻略した後、相模国小田原を奪って本拠地とした経歴をもつ。また、北条氏の場合、「分国」の指し示している具体的な領域は、事例によって異なっているようだ。

もちろん、「分国」とはいっても国境に境界線が引かれていたわけではなく、実態としては

極めて曖昧なものであったことはいうまでもない。

4 本書のねらい

本書は境目の視点から戦国社会をみていくことに重点を置いている。同様な視点からの研究は、一九八〇年代に入って登場した。七〇年代までの戦国期研究では、大名が如何に自国内の支配体制を築いていたのか、大名の発展過程を描くことに中心が据えられていた。つまり、戦国時代は戦国大名が主役の時代であることを前提として、彼らの先進性・獨自性が追究され、積極的な評価が与えられてきたのである。

しかし、七〇年代末から八〇年代にかけて、それまでの大名への評価に対して批判的な研究が出てきた。ひとつは「戦国大名とはそもそも何者なのか」といった戦国大名の存在そのものへ疑問を投げかけた研究である。もうひとつは戦国時代を「村」の視点でみていこうという流れである。前者について、ここでは深く立ち入らないが、「村」からの視点による研究については本書との関連もあるため、もう少し説明しておきたい。

八〇年代、村落共同体に注目する研究が勝俣鎮夫・藤木久志両氏を皮切りに盛んになっていった。勝俣氏は、中世の領主と村との関係を、領主による領民保護義務と、それに対する

地下（百姓など一般庶民）の忠節・奉公といった双務的關係として位置付けた。つまり、氏はこれまでの研究で前提とされてきた大名の「実力」による一方的な支配という考えを否定し、領民保護という義務を果たすことによって、はじめて地下の忠節・奉公が得られることを指摘したのである。

次に藤木氏は、戦国期村落の自立性を高く評価するなかで、「武装する村」の存在を見出し、村が紛争解決の主体となつて様々な独自の作法を作り上げていたことを明らかにした。

中世畿内近国の場合、入会地（いりあいち共同利用地）や田畑へ引く用水の共同管理、荘園領主や守護の収奪に対する減免要求、そして戦乱による略奪などに対する自衛などを背景として惣村が形成されていく。惣村では、村独自の法である「惣掟」、警察権・裁判権を自ら行使する「けんだん自検断」、そして領主から荘園管理や年貢徴収を請け負う「じげうけ地下請」などが広がっていくことは現在の高校の日本史教科書にも書かれているが、こうした村の自立性を高く評価し、大名権力を相対化したのが藤木氏の「自力の村」論だった。これ以後、七〇年代までの大名・領主像は大きく転換していくこととなる。

同時期、境目に注目が集まり研究が進んでいった。これは単なる偶然ではない。大名権力側の視点で歴史を描くのではなく、村などの被支配者側の主体性・自立性を重視しようとする研究動向のなかで、境目はそれらがより明確に表れる場としてクローズアップされたので

ある。

ところが、境目に腰を据えてその内部の様相をじっくりと描き出す研究よりも、どちらかといえば被支配者側の自立性・主体性を論じるなかで、つまみ食いの境目を利用する研究が多かった。そうしたなかで、具体的事例というパズルのピースは生まれたものの、それらがどのように組み合わせられて、どのような全体像がみえてくるのか、あまり説明されることはなかった。

そこで、パズルのピースを組み合わせ、境目の全体像を読者の方にお見せしよう、というのが本書のねらいである。

5 本書の構成

本書に登場する境目の舞台は、上野国（群馬県）を中心とした上杉・武田・北条三氏の勢力圏が中心となる。上野国は「戦国大名の草刈り場」とよく言われるように、強力な大名が成長することなく、中小領主が割拠していた地域だった。視点を広くとれば、上野そのものが境目だったとも言えよう。

そのような地域で弱小領主が生き残っていくためには、情報をいち早く収集・分析し、知

恵を働かせ、状況に応じた戦略を講じていく必要がある。先に挙げた大名「御三家」の境目であればなおさらである。結果、個性に富んだ領主たちの姿が史料から浮かび上がってくることとなった。こうした「境目領主」の生き様を観察することで、境目の特質がみえてくるだろう。民衆についてもまた同様である。

以上のような理由から上野国を中心としてみていくわけだが、だからと言ってひとつの地域の特殊事例として済まされるものではなく、本質的な部分においては全国各地の境目と共通性があり、普遍的な要素をもっていると筆者は考えている。さらに言えば境目というのは、大名間の場だけに存在するものではなく、中小領主の支配領域のはざまなど、様々なシチュエーションが想定できよう。史料の残存状況などといった制約はあるものの、全国的な視点で戦国社会を考える際、境目は有用な素材を提供してくれる。

さて、本書の構成について触れておこう。第Ⅰ部「境目の社会と民衆」は、戦国時代における社会の具体的様相を「境目に生きる人びと」の視点でみていこうというものである。第一章「境目とはどのような場か」では、様々な事例を参照しながら、境目の特質について考えてみたい。大名による情報統制や境目における人びとの交流に注目するほか、「はんで半手」と呼ばれる村落の政治的動きなどについてもみていくこととしたい。

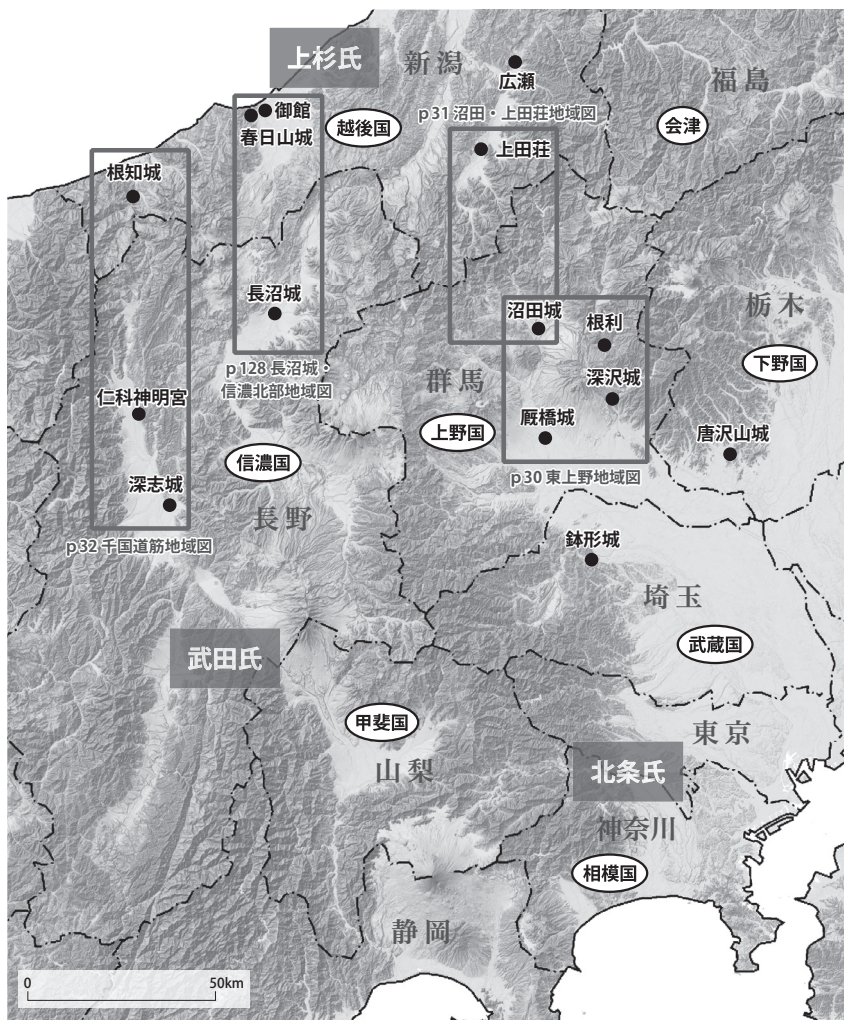
続いて第二章「戦乱のなかを生き抜く」では、境目が戦場となった場合、人びとは生き延びるためにどのような行動をとっていたのか、そして、なぜ戦場となるような危険な地域に住む者たちがいたのか、といった疑問に迫っていく。

第Ⅱ部「戦国大名のはざまで生き抜いた領主たち」は、何人かの境目領主にスポットを当て、彼らがなぜ境目で勢力を保つことができたのか、あるいは保つことができなかったのか、その答えを探る。第一章「国境の管轄者」では、上・越国境において活動していた栗林次郎左衛門尉さへもんじろうに注目し、彼と上杉氏との関係、国境の様相や境目に出陣する地侍たちの姿をみていく。

第二章「根利通」をめぐる領主たちの攻防」では永禄年間（一五五八～七〇）を中心に、赤城山の東山麓を通る「根利通」ねりみちを舞台とした領主たちの攻防に迫る。

第三章「小川可遊斎の活躍」では小川可遊斎かゆうさいという沼田地域の領主にスポットを当て、彼が上杉―北条―武田へと従属先を変えつつも上杉氏とのパイプを維持した様子について、続く第四章「境目の消滅」では、戦国末期に境目が消滅していくなかで、境目領主たちがどのような行動に出たのか、みていくこととしたい。

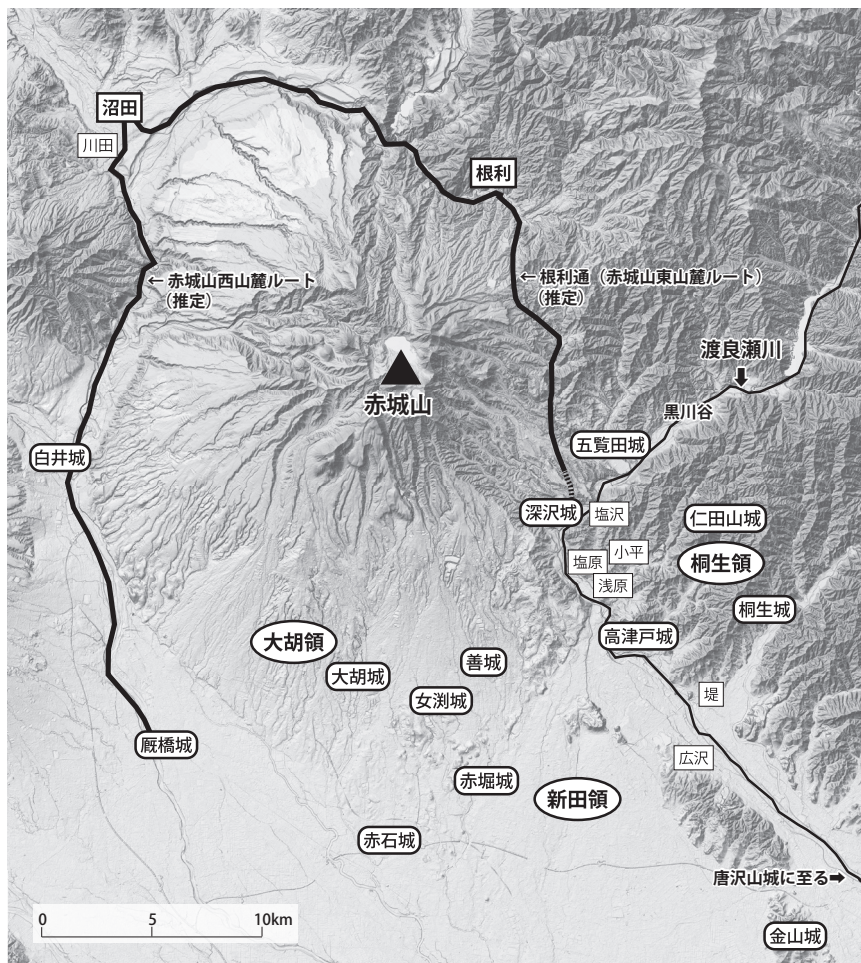
なお、読者の便宜をはかり、簡略な地域図（本書の舞台全体図、東上野地域図、沼田・上田荘地域図、千国道筋地域図）と年表を次に掲げた。適宜参照願いたい。



本書の舞台全体図

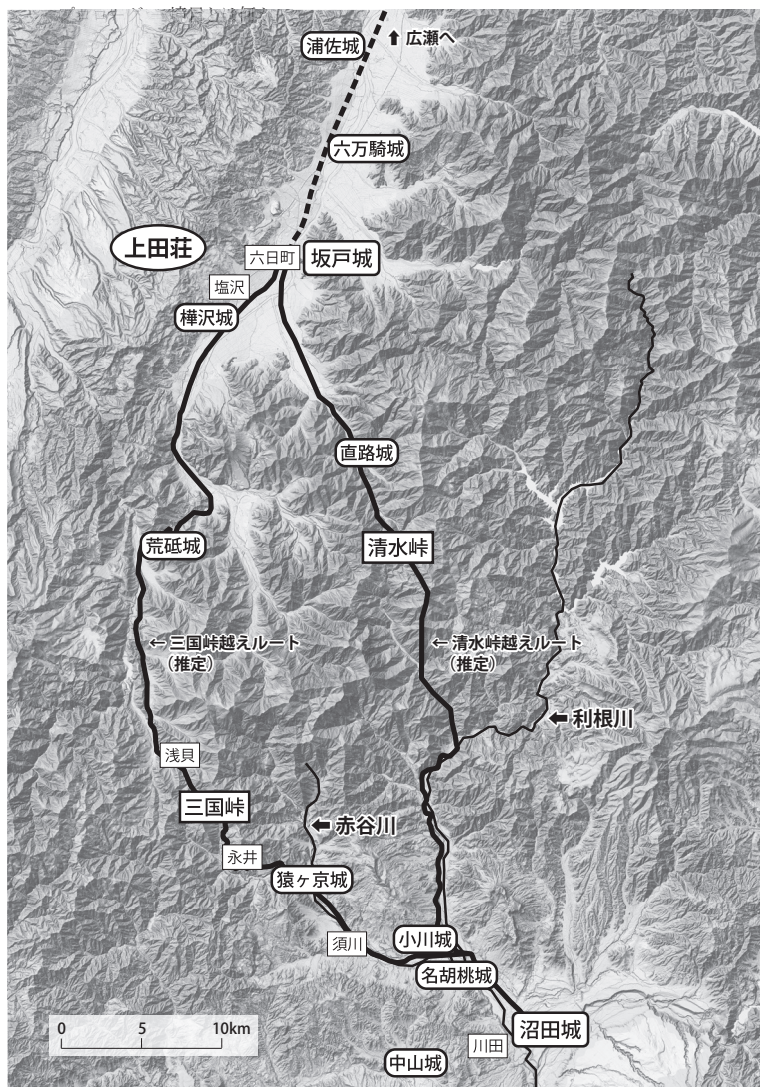
(--- は現在の都県境)

*本書掲載地図の地形は、国土地理院地理院タイル（陰影起伏図、傾斜傾図）を加工したものです。



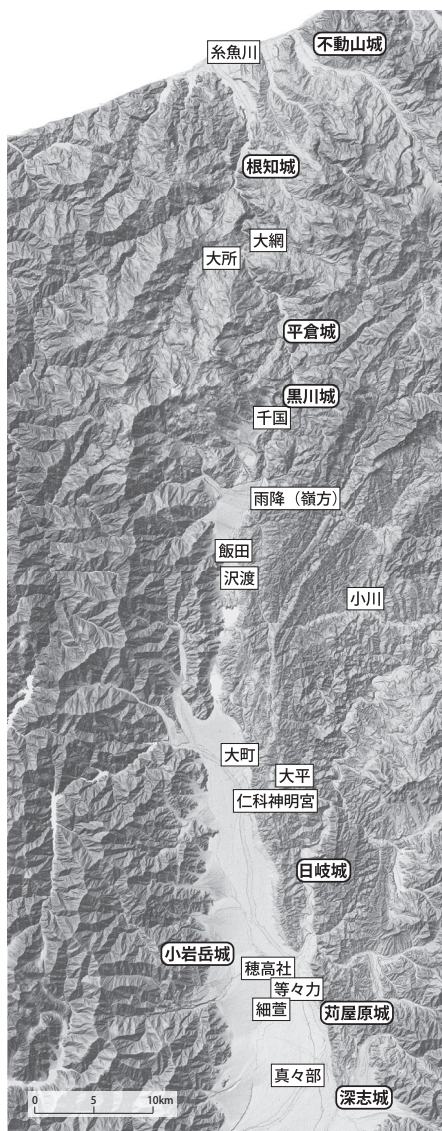
東上野地域図

(川の流路は現在のもの)



沼田・上田荘地域図

(川の流路は現在のもの)



千国道筋地域図

年表

上杉 × 北条=武田				上杉・北条・ 武田の關係	×	敵対 : 同盟	年次	西暦	戦国大名 關係事項
永祿3	永祿2	永祿元	弘治3	天文23	天文22	天文21	天文20	天文19	
1560	1559	1558	1557	1554	1553	1552	1551	1550	
8月末	12月					5月			戦国大名 關係事項
謙信が関東へ進発、翌年6月まで関東遠征。 【沼田】 9月 謙信が沼田城を攻略。沼田顕泰を再び入城させる。	北条氏政が家督を継ぐ。 【沼田】 北条康元が上野沼田氏の名跡を継承し、沼田に在城。	【沼田】 沼田顕泰が家督を継いだ三男の朝憲を殺害、川場村で合戦となり、顕泰・平八郎父子が逃亡、のちに上杉謙信を頼る。	【千国】 7月5日 武田軍が安曇郡の小谷城を攻略。 【千国】 閏正月24日 仁科匠作（盛康）が初めて武田方に出仕。	武田・北条・今川の三国同盟が結ばれる。	【千国】 8月12日 武田軍が安曇郡の小岩岳城を攻略。小笠原勢をほぼ一掃。	【上田】 5月 上杉憲政、長尾政景に山中路次整備を命じる。 【千国】 8月 長尾政景が謙信へ和議を申し入れ、謙信は姉を政景に嫁がせる。	【上田】 正月15日 上田長尾氏当主政景と上杉謙信との争いの中で、政景は発智長芳へ援軍を送る旨を知らせる。	【千国】 4月22日 諏訪高島城へ派遣されていた武田家臣駒井高白斎が仁科道外と対面。 【千国】 7月15日 武田軍が深志へ侵攻、小笠原長時は逃亡。仁科道外は武田方へ出仕。	本書關係地域に関する事項 【千国】 : 千国道筋・安曇郡・仁科氏に関する事項 【上田】 : 越後上田荘・長尾氏・栗林氏に関する事項 【沼田】 : 沼田・根利通・東上野地域に関する事項

上杉＝北条

×

武田



元龜2	永祿12	永祿11	永祿10	永祿9	永祿7	永祿6	永祿5
1571	1569	1568	1567	1566	1564	1563	1562
6月頃	12月	3月13日	今川・武田両氏の対立が決定的となり三国同盟が決裂。			6月18日	
越相同盟の締結。翌年4月、北条氏康の子三郎が謙信の養子となり、上杉景虎を名乗る。	越後国村上を本拠とする本庄繁長が武田氏と通じて拳兵。	武田軍が駿河今川領へ侵攻。北条氏康は武田氏と断交し、上杉氏との同盟を模索。	昌綱に預けるが、昌綱はすぐに北条氏へ従属。	【沼田】 謙信が河田長親を沼田城へ入れる。その後複数の城将を沼田に置く体制に。	【上田】 7月5日 長尾景景が急死。	和田城主和田業繁が武田方に属す。	
【上田】 5月 栗林次郎左衛門尉が武田方との人質交渉に従事。浅貝城完成。	【沼田】 上杉と北条間の同盟交渉において、発智氏、阿久沢左馬助、小川夏昌斎がそれぞれの役割を担って奔走。		【沼田】 3月初旬 真田幸綱の策により武田方は白井城を攻略。 【沼田】 3月7日 小川可遊斎が謙信から越後・佐野間の過書(通行手形)を与えられる。 【沼田】 4月頃 上杉氏は根利に関所を設置。管轄者発智長芳と阿久沢氏との間でめ事。	【沼田】 9月5日 上杉氏から離反していた由良成繁・国繁父子は、北条氏康・氏政連署起請文を入手。 【沼田】 12月 厩橋城の北条高広が上杉氏から離反。この頃、館林の長尾景長も北条方へつく。	【上田】 栗林次郎左衛門尉が、謙信から猿ヶ京の人質の上田荘への移送と浅貝城普請を命じられる。		

上杉＝武田 × 北条			上杉 × 北条＝武田						
天正 8	1580	8月 北条氏直が家督を継ぐ。 【千国】 8月 武田氏が不動山城（糸魚川市）まで進出していた。仁科盛信が等々力次右衛門尉に馬市の開催を指示。 【沼田】 8月 真田昌幸が沼田城を攻略。	天正 7	1579	3月24日 上杉景虎自害、御館の乱は収束へ向かう。武田・北条両氏の関係は悪化。 【沼田】 小川可遊斎が、北条氏と上杉景勝との和睦を取りもつため、越後へ派遣される。 9月 武田・北条両氏が駿河・伊豆国境で対峙。武田勝頼の妹が上杉景勝へ嫁す。 9月5日 北条氏政と徳川家康の同盟が成立。 【沼田】 3月 小川可遊斎が北条氏から武田氏へ寝返る。	元亀 4	1573	4月12日 武田信玄死去。 【沼田】 3月 由良氏が桐生城を攻め、桐生又次郎は城を明け渡す。 【沼田】 桐生領をめぐる上杉氏と由良・北条氏との間で戦闘が繰り返される。	10月3日 北条氏康死去。12月末に氏政は上杉氏との同盟を破棄し、武田氏との甲相同盟を復活させる。
天正 6	1578	3月13日 上杉謙信死去。景勝・景虎による跡目相継争い（御館の乱）が勃発。 北条軍は景虎支援のため越後へ侵入。 6月 越甲同盟が成立。	天正 5	1577	【千国】 9月 仁科盛信配下の等々力次右衛門尉が上杉方の城々への案内者として活動。	天正 3	1575	【上田】 正月11日 謙信は養子の長尾顕景を上杉景勝と改名させる。	
天正 2	1574		天正 2	1574	【沼田】 2月 上杉軍が沼田に着陣。				



天正 9	1581		【上田】 6月 栗林治部少輔が、景勝から荒砥城在城を命じられ、知行地とともに肥前守の受領名を与えられる。
天正 10	1582	1月下旬 【千国】 3月2日 仁科盛信が織田軍と闘い自害。 3月11日 武田勝頼自害、武田氏滅亡。	木曾義昌が武田方から織田方へ寝返り、織田軍が信濃へ侵攻。
天正 11	1583	2月 景勝が羽柴（豊臣）秀吉と提携する。 【千国】 2月 仁科一族・被官らが謀叛の企てにより小笠原貞慶に討ち取られる。 【千国】 小笠原貞慶が筑摩・安曇両郡をほぼ勢力下におさめる。 8月 徳川家康の娘が北条氏直へ嫁し、同盟が成立。 【沼田】 11月 金山城の由良国繁と館林城の長尾顕長が北条氏から離反。	【千国】 深志城に小笠原貞慶が入り、安曇郡南部を支配。 【沼田】 沼田地域で真田方への北条軍の攻撃が活発化。
天正 12	1584	【沼田】 5月1日以前 阿久沢彦二郎が由良氏配下から北条方へ寝返る。 【沼田】 12月28日頃 金山城・館林城が北条氏に降伏。両城は北条氏に明け渡される。	
天正 13	1585	7月 真田昌幸が徳川家康を離れ、上杉景勝と同盟関係となる。 【沼田】 小川可遊斎が景勝の配下として会津蘆名氏への使者として活躍。	
天正 16	1588	【沼田】 8月 桐生城・足利城にそれぞれ移されていた由良氏と長尾氏が再び北条氏から離反。翌年2月19日に由良氏が降伏、3月3日に長尾氏も降伏。	

天正17	1589	【沼田】 8月 豊臣秀吉の仲介により、沼田領が真田・北条両氏の間で分割。沼田城は北条氏へ明け渡され、猪俣邦憲が在城。 【沼田】 11月1日頃 北条方の沼田城将猪俣邦憲が真田領の名胡桃城を占拠。	3月1日	豊臣秀吉が小田原に向けて出陣。
天正18	1590		7月5日	北条氏直が降伏、小田原城開城。
慶長3	1598		正月10日	景勝が秀吉から会津への国替を命じられる。
慶長5	1600		12月22日	【上田】 栗林肥前守が景勝の命で鶴渕城(日光市)の普請に携わる。 関ヶ原合戦。